

民商の会員、読者の拡大にご協力ください

会員の高齢化や、コロナの影響による廃業等、商売を取り巻く状況は依然厳しいところがあります。民商は業者団体として、多くの会員さんによって成り立っている団体です。組織の力が弱まると組織の運営や行政への交渉なども難しくなってしまいます。十日町民商はこれまでも持続化給付金や一時支援金の際に会外への声掛けによって多くの会員が増えました。事業復活支援金の申請期限も迫ってきたこのタイミングで、まだ申請をしていない会外の事業者さんへお声がけをして頂き、民商と一緒にこの状況を乗り切る仲間を増やしましょう。「事業復活支援金は申請したかい？」この一言を話題にお声がけをお願いします。

6月26日(日)に民商・婦人部主催で講演会やります

先日の県婦協総会で大変好評だった二宮弁護士の講演を十日町でもして頂くことになりました。ジェンダーに関する講演で是非多くの方にお聞きいただきたい内容になっていますので、参加希望者は事務局までご連絡を！

『ジェンダー問題って何?』

～くらしから考える憲法とジェンダー～

講演 新潟合同法律事務所 二宮 淳悟 弁護士

6月26日(日) 10時30分～11時30分

場所 若松屋

※久しぶりの外部講師なので多くの参加をお願いします！

補聴器の購入費助成はご存知ですか？

十日町市、津南町ともに補聴器購入費に対する助成が4月より始まっております。補聴器購入を検討されている方は是非ご活用下さい。それぞれ要件が違いますので、詳しくは資料お渡しいたしますので事務局までご相談ください。

よく話題になる住民税非課税世帯とは、、、

住民税（市・県民税）の非課税世帯への10万円給付など話題が出ますが、どんな人が対象かきちんと理解していますか？

住民税（市民税・県民税）＝所得割額＋均等割額となります。

所得割額に関しては、所得の金額に対して10%（市6%、県4%）となっています。所得が単身だと45万円以下、扶養親族がいる場合は35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋本人）＋10万円＋32万円以下だと課税されません。

均等割額は所得に関係なく、一律に課税されるもので5,000円（市3,500円、県1,500円）となります。所得割額と同じようにこちらは単身だと所得が38万円以下、扶養親族がいる場合は28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋本人）＋10万円＋16万8千円以下だと課税されません。

このどちらも課税されない状態が住民税非課税となり、世帯の全員がこの非課税であるというのが対象になります。

5月は民商の決算月になります。年度内の集金は全て月内に完了したいと思っていますので、早めの集金にご協力ください。ゴールデンウィークの関係もあり、月初に動きがありませんが、声を掛け合ってすべての会費の月内集金を目指しましょう。

ゴールデンウィーク中の事務所休みについてのお知らせ

ゴールデンウィーク期間の29日～5月8日まで事務所は長めのお休みとさせていただきます。期間中の新聞配達はありません。民商のラインか、急ぎの要件は事務局まで直接ご連絡ください。